

## (介護予防)特定施設入居者生活介護サービス利用契約書

### 第1条(目的)

1 株式会社MBS(以下「甲」という)は、〇〇〇〇〇(以下「乙」という)に対し、介護保険法等関係法令及びこの契約書に従い、指定を受けた当該事業所において、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活の世話、機能訓練及び療養上の世話をすることにより、乙の能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、各種サービスを提供します。

### 第2条(契約期間)

- 1 この利用契約の契約期間は、平成 年 月 日～平成 年 月 日とします。ただし、契約期間満了日以前に乙が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合は、変更後の要介護認定期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。
- 2 契約満了日の30日以上前までに乙から書面による更新拒絶の申し出がない場合、この契約は自動更新され、以降も同様とします。
- 3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。ただし、契約期間満了日以前に入居者が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

### 第3条(運営規程の概要)

- 1 甲は、指定特定施設毎に次に掲げる事業の運営に関する重要な事項について規程(以下「運営規程」という。)を定めます。
  - 一 事業の目的及び運営方針
  - 二 特定施設従業者の職種、員数及び職務内容
  - 三 入居定員及び居室数
  - 四 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
  - 五 施設利用に当たっての留意事項
  - 六 緊急時における対応方法
  - 七 非常災害対策
  - 八 その他運営に関する重要な事項等

### 第4条([介護予防]特定施設サービス計画の決定・変更)

- 1 甲は、乙のための[介護予防]特定施設サービス計画を作成する業務を担当させ(以下、「計画作成担当者」という)、計画作成担当者が本条項に定める職務を誠意をもって遂行するよう責任をもって指導・監督します。
- 2 乙は計画作成担当者に対し、いつでも[介護予防]特定施設サービス計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、計画作成担当者は、明らかに変更の必要のないとき及び乙の不利益となる場合を除き、乙の希望に沿うように[介護予防]特定施設サービス計画の変更を行います。
- 3 計画作成担当者は、[介護予防]特定施設サービス計画原案を作成し、また、同計画を変更した場合には、乙に対し、[介護予防]特定施設サービス原案また、変更された[介護予防]特定施設サービス計画の内容を説明し、同意を得ます。

### 第5条(介護保険給付対象サービス)

- 1 甲は、介護保険給付対象サービスとして、ホームにおいて、乙に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練(要介護者)、健康管理及び療養上の世話を提供するものとします。

## 第6条(介護保険給付対象外のサービス)

1 甲は、その提供するサービスのうち、介護保険の適用を受けないものがある場合には、特にそのサービスの内容及び利用料を説明します。

## 第7条(他の事業者によるサービスの提供)

1 甲は、乙が事業者の提供する当該サービスに代えて、甲以外のものが提供するサービスを利用することを妨げません。

## 第8条(サービス利用料金の支払い)

1 甲は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市区町村から給付を受ける額(以下、介護保険給付額といいます。)の限度において、契約者に代わって市区町村から支払いを受けます。

2 乙は、乙が事業者に支払うべき【介護予防】特定施設入居者生活介護サービスに要した費用について、乙が介護サービス費として市区町村より支給を受ける額の限度において、甲が乙に代わって市区町村より支払いを受けることに同意します(法定代理受領サービスといいます)。

3 甲は請求書に明細を付して毎月20日までに乙に請求し、乙は、翌月末日までに甲へ口座振替払の方法で支払います。

4 甲は、乙から利用料等の支払いを受けたときは、乙に対し、ご利用料金明細書を発行します。ご利用料金明細書には、甲が提供した各種サービス毎の介護保険給付の対象となるものと対象外の区別、領収金額の内訳を明記します。

## 第9条(事業者及びサービス従事者の義務)

1 甲及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、乙の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

2 甲は乙の体調・健康状態からみて必要な場合には、看護職員と連携し、乙からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。

3 甲及びサービス従事者は、乙又は他の乙等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わないものとします。

4 甲は、乙が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請の援助を行うものとします。

5 甲は、乙に対する特定施設サービスの提供について記録を作成し、それを5年間保管し、乙もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

6 サービス提供時において、乙に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

## 第10条(守秘義務等)

1 甲及びサービス従事者は、【介護予防】特定施設入所者生活介護サービスを提供する上で知り得た入居者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は本契約が終了した後も継続します。

2 甲は、乙に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に乙に関する心身等の情報を提供できるものとします。

3 甲は、事業者がサービス担当者会議等において乙の個人情報を用いることに同意します。甲は、乙の家族または身元引受人から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で乙の家族または身元引受人の個人情報を用いません。

## 第11条(損害賠償責任)

1 甲は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により乙に生じた損害について賠償する責任を負います。但し、乙に故意又は過失が認められる場合には、乙の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じじうるものとします。

## 第12条(損害賠償がなされない場合)

- 1 甲は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ次の各号のいずれかに場合には、甲は損害賠償責任を免れます。
- 一 乙が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
  - 二 乙が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
  - 三 乙の急激な体調の変化等、甲の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
  - 四 乙が、甲もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

## 第13条(事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

- 1 甲は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、乙に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

## 第14条(サービスの一時停止)

- 1 甲は、乙が甲に支払うべき利用料等を正当な理由なく3か月分以上滞納した場合、乙に対して2週間以内に支払うよう催告したにもかかわらず、期間内に全額の支払いがないときは、乙の生命・身体に支障ない場合に限り、介護サービスを一時停止することがあります。

## 第15条(契約の終了)

- 1 次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。
- 一 要介護認定更新において、乙が自立と認定された場合
  - 二 乙が死亡した場合
  - 三 乙が指定特定施設等の利用に代えて、他の介護サービスの利用を選択した場合
  - 四 第15条から第16条に基づき本契約が解除又は解約された場合
  - 五 乙が、他の介護保険施設への入所が決まり、その施設の側での受け入れが可能となった場合
  - 六 乙と甲の間で、入居契約が終了した場合

## 第16条(入居者からの契約解除)

- 1 乙は、甲が次の各号のいずれかに場合には、本契約を解除することができます。ただし、契約解除を希望する日の30日前までに事業者に通知するものとします。
- 一 甲が正当な理由なく本契約に定める特定施設サービスを実施しない場合
  - 二 甲もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
  - 三 甲が故意又は過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
  - 四 他の利用者が乙の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、甲が適切な対応をとらない場合
  - 五 その他、介護保険法等関連法令及びこの契約等に定める事項に著しく違反した場合

## 第17条(事業者からの契約解除)

- 1 甲は、乙が次の各号のいずれかに行行為を行った場合には、本契約を解除することができます。
- 一 乙が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
  - 二 乙による、各種サービス利用料金の支払いが3か月分以上滞納し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合

三 乙が、故意又は重大な過失により甲又はサービス従事者もしくは他の乙等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

#### 第18条(利用料金の変更)

- 1 [介護予防]特定施設サービスの料金について、介護給付費体系の変更があった場合、甲は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第6条に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、甲は、乙に対して、変更を行う前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができるものとします。

#### 第19条(精算)

- 1 第14条により本契約が終了した場合において、乙が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務その他事業者に対する義務を負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。その際、1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用実績に基づいて計算した金額とします。

#### 第20条(苦情処理)

- 1 乙又は乙の身元引受人は、提供されたサービスに不満がある場合、いつでも別紙「重要事項説明書」記載の苦情窓口に、苦情を申し立てることができます。また、介護保険法令に従い、市区町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることができます。
- 2 甲は乙に提供したサービスについて、乙又は乙の身元引受人から苦情の申し出があった場合は、迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。
- 3 甲は乙が苦情申立を行った場合、これを理由としていかなる不利益な扱いもしません。

#### 第21条(協議事項)

- 1 この契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、乙、甲及び乙の身元引受人が協議の上、誠意を持って解決するものとします。

#### 第22条(身元引受人)

- 1 甲は乙に対し、身元引受人を求めます。
- 2 身元引受人は次の各号の責任を負います。
  - 一 乙が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するよう協力すること
  - 二 契約終了の場合、甲と連携して乙の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に努めること
  - 三 乙が死亡した場合の遺体及び遺留金品の引受その他必要な措置をとること
  - 四 その他、この契約に基づく乙の甲に対する一切の債務につき、入居者と連帯で履行する責任を負う

以上の通り契約したので、本書2通を作成し、甲、乙各1通ずつ保有することとします。

平成 年 月 日

#### 乙(ご利用者)

私は、以上の契約の内容につき説明を受け、内容を確認しました。私は、この契約の定めるところに従い、貴施設において、各種サービスを利用することを申し込みます。

住所 空

氏名

印

(署名代行者)

私は、下記の理由により、利用者に代わって、上記の署名を行いました。

理由(

)

住所 〒	
氏名	印
利用者本人からの続柄	

(身元引受人)

私は、以上の契約につき説明を受け、身元引受人の責任について理解しました。

住所 〒	
氏名	印
電話	FAX
利用者本人からの続柄	

(事業所)

私は、特定施設サービスの事業所として、利用者の申し込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを、誠実に責任をもって行います。

住所 〒133-0061 東京都江戸川区篠崎町4丁目21-10	
事業所名 さくらレジデンス篠崎	
施設長名	印
電話 03-6231-8980	FAX 03-6231-8960
指定番号	

甲(事業者)

私は、事業者として、利用者の申し込みを受諾し、この契約書に定める各種サービスを、事業所が誠実に責任をもって行うことを約束します。

住所 〒106-0047 東京都港区南麻布5丁目3-39	
法人名 株式会社MBS	
代表者 代表取締役 小松原弘史	印
電話 03-5879-7783	FAX 03-3676-7734